

医療情報取得加算 について

- ・ 当院はオンライン資格確認を行う体制を有しております。
- ・ 当院はマイナ保険証の利用や問診票等を通じて、患者さんの診療情報を取得し活用することによって、質の高い医療の提供に努めています。

国が定めた診療報酬算定要件に従い、下記のとおり診療報酬点数(医療情報取得加算)を算定します。

医療情報取得加算

初診時：1 点

再診時：1 点 （3 月に 1 回）

正確な情報を取得し活用するため、マイナ保険証によるオンライン資格確認等の利用にご協力をお願いします。